

令和5年度市川市一般廃棄物処理実施計画

I 総則

1 本計画の位置付け

本計画は市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）に基づき、本市の区域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する事項を定めるものです。

2 計画区域

市川市全域

3 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

Ⅱ ごみ処理実施計画

1 一般廃棄物の区分及び排出量の見込み

区 分			主な品目	排出量（t）※1		
				家庭系	事業系	計
1	燃やすごみ		生ごみ、紙くず、容器包装以外のプラスチック類など	74,310	31,710	106,020
2	燃やさないごみ		金属類、ガラス類、陶磁器類など	3,850	390	4,240
3	大型ごみ		寝具、家具、自転車、じゅうたんなど	3,900	170	4,070
4	有害ごみ		乾電池、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計など	60	-	60
5	資源物	ビン	飲料、調味料等の空きビン	2,480	-	2,480
6		カン	飲料、缶詰等の空きカン	1,320	-	1,320
7		新聞	新聞紙、折り込みチラシ	780	-	780
8		雑誌	週刊誌、単行本、書籍、雑がみなど	3,700	-	3,700
9		ダンボール	ダンボール	5,640	-	5,640
10		紙パック	牛乳・ジュースの紙パック（アルミ付き紙パックを除く）	90	-	90
11		布類	古着、タオルなど	660	-	660
12		プラスチック製容器包装類	ペットボトル、プラスチックボトル類、ポリ袋など	6,630	-	6,630
13	小型家電		携帯電話、デジタルカメラ、小型ゲーム機など	10	-	10
14	剪定枝		剪定枝	130	-	130
小 計				103,560	32,270	135,830
集団資源回収物			ビン、カン、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、布類	3,970	-	3,970
合 計				107,530	32,270	139,800
小動物死体				3,300体		

※1 この表における年間排出量の見込みは、次のものを対象とする。

- ・市が収集運搬主体となり収集運搬する一般廃棄物（不法投棄等に伴い回収するものを含む）
- ・排出者が自ら市川市クリーンセンターへ直接搬入する一般廃棄物
- ・一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬し、市川市クリーンセンターへ搬入する一般廃棄物
- ・自治（町）会・子ども会・PTA等による集団資源回収物

2 発生抑制・排出抑制プラン

(1) 家庭廃棄物の発生抑制・排出抑制

主な事業名	事業概要
ごみ減量の普及・啓発	3 R推進月間である10月にイベント等を開催することで、市民が3 Rについて理解する機会の提供や認知度向上を図るとともに、年間を通じて市民に対し、資源物とごみの分別や排出ルールを積極的に周知していく。 また、燃やすごみの減量・資源化を促進させるため、雑がみやプラスチック製容器包装類などの分け方・出し方を市民にPRしていく。
ごみ減量化・資源化協力店制度の活用	ごみ減量化・資源化協力店制度を活用し、簡易包装の促進、使い捨て容器の使用自粛、リサイクル製品の販売、資源物の店頭回収、食品ロスの削減等を促進する。 また、市民に対して、ごみ減量化・資源化協力店の取組みに積極的に協力するようPRしていく。
食品ロスの削減	生ごみを減らすために食材の「使いきり」、料理の「食べきり」、生ごみの「水きり」を市民にPRしていくとともに、イベント等でフードドライブを開催し、家庭で使われずに余っている未使用・未開封の食品を回収する。あわせて、令和元年度に小学生を対象に行った給食を残さず食べる取り組みを活かし、食品ロスを削減していく。 さらに、家庭から出る生ごみの減量及び有効活用を促進するため、生ごみ堆肥化・減容化容器の購入世帯に対して、購入費用の一部を補助する。
プラスチックごみの減量	令和2年7月に開始された「レジ袋有料化」義務化を受け、マイバッグ運動をさらに促進するとともにマイボトル利用の呼びかけ等により、ワンウェイプラスチックの使用量を削減していく。 また、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」が施行されたことから、更なるプラスチックごみの減量施策を検討していく。
リユースの促進	民間のリユースショップに関する情報や市民のリユース行動につながる情報を発信するとともに、市川市清掃公社と連携してリユース促進事業に取り組む。
大型ごみの有料収集	住民サービスの負担の公平性を確保するとともに、不用品の再利用等を促進するため、大型ごみの有料収集を実施する。

(2) 事業系一般廃棄物の発生抑制・排出抑制

主な事業名	事業概要
ごみの減量・資源化の啓発	排出事業所に対して、ごみの減量・資源化に取り組むよう啓発する。 一般廃棄物収集運搬許可業者に対しても、取引先事業者と協力・連携して資源化に取り組むよう啓発する。 また、市民や事業者によって率先して、ごみ減量・資源化に向けた行動を市役所が実践するとともに、資源化の方法やリサイクル施設等に関する情報を提供する。
事業用大規模建築物所有者への指導・啓発	事業用大規模建築物（大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗及び延べ床面積3,000㎡以上の特定建築物）の所有者等に対して、廃棄物管理責任者の選任及び減量・資源化・適正処理計画書の作成を義務づけ、事業用大規模建築物から排出されるごみの発生抑制と資源化について指導・啓発する。

3 収集運搬プラン

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

区 分			収集運搬主体	収集回数	収集運搬量（t）	
家庭系一般廃棄物	ごみ集積所収集他	燃やすごみ	市（直営）	通常収集 週 2 回	250	74,310
			市（委託）	臨時収集※ ¹ 週 1 回	73,060	
			排出者（直接搬入）	必要の都度	1,000	
		燃やさないごみ	市（直営）	週 1 回※ ²	60	3,850
			市（委託）		3,390	
			排出者（直接搬入）	必要の都度	400	
		大型ごみ	市（直営）	必要の都度※ ³ （戸別収集）	140	3,900
			市（委託）		1,960	
			排出者（直接搬入）	必要の都度	1,800	
		有害ごみ	市（直営）	週 1 回※ ²	10	60
	市（委託）		50			
	資源物	ビン	市（委託）	週 1 回※ ²	2,480	
		カン	市（委託）		1,320	
		新聞	市（委託）	週 1 回	780	
		雑誌	市（委託）		3,700	
		ダンボール	市（委託）		5,640	
		紙パック	市（委託）		85	
		布類	市（委託）		660	
		プラスチック 製容器包装類	市（直営）	週 1 回	10	6,590
			市（委託）		6,580	
		剪定枝	市（委託）	週 1 回※ ²	130	

	拠点 回収	資 源 物	紙パック	市（直営）	原則 週 1 回	5
			ペットボトル	市（直営）		40
			小型家電	市（直営）		10
	小　　計					103,560
事業系 一般廃 棄物	燃やすごみ		排出者(直接搬入) 又は 許可業者	必要の都度	31,710	
	燃やさないごみ				390	
	大型ごみ				170	
	小　　計					32,270
合　　計						135,830
小動物死体			市（直営）又は 排出者(直接搬入)	必要の都度	3,300体	

- ※ 1 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、通常の収集 2 回に加え、臨時収集 1 回を実施する。
- ※ 2 燃やさないごみ、有害ごみ、ビン、カン及び剪定枝は、同一の収集日に同一車両で収集する。
- ※ 3 市内に親族等がいないため、大型ごみを屋外まで出すことが困難なひとり暮らしの高齢者・障がい者を対象に、大型ごみを屋内から持ち出すサポート収集を実施する。

（２）家庭廃棄物

ア 収集運搬方法

家庭廃棄物（一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物）は、（１）の収集運搬する一般廃棄物の区分等により、市又は市が委託した業者により定期的に収集し、中間処理施設へ搬入する。なお、資源物として収集した紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）及び布類は、有価物として再資源化事業者へ直接引き渡す。

イ 指定袋制

市民のごみ処理に対する意識啓発を図るとともに、分別の精度を高め、収集の効率化、環境美化及び作業の安全性を確保するために、家庭廃棄物のうち、燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチック製容器包装類の排出については、指定袋制を継続する。

ウ 排出方法

（ア）ごみ集積所収集他

排出者は、市が行う家庭廃棄物の収集に際して、家庭廃棄物を集積しておく所定の場所（以下「ごみ集積所」という。）及び市が指示する場所に家庭廃棄物を排出するときは、（１）の収集運搬する一般廃棄物の区分に従い適正に分別するとともに、次の排出方法を遵守すること。

a 燃やすごみ

- ・市の指定袋に入れ、指定曜日の午前 8 時までにごみ集積所へ搬出する。

b 燃やさないごみ

- ・市の指定袋に入れ、指定曜日の午前 8 時までにごみ集積所へ搬出する。
- ・割れたガラスや包丁の刃などの鋭利なものは、新聞紙等で包み「危険」と表示する。

c 大型ごみ

- ・電話やインターネット申込みにより、市の指示に従い市が発行した処理券や、受付番号が記載された紙等を貼付するなどして、指定日の午前8時までに屋外へ搬出する。
(1回につき5点まで排出可、サポート収集の場合は屋外への搬出不要)

d 有害ごみ

- ・透明または中身が見える半透明の袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

e ビン

- ・中身を残さないで、中を軽くすすいでから、市の指定袋又は透明若しくは半透明の袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

f カン

- ・中身を残さないで、中を軽くすすいでから、市の指定袋又は透明若しくは半透明の袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

g 新聞

- ・ひもで十文字に束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。(折込みチラシの混入可)

h 雑誌

- ・ひもで十文字に束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
- ・包装紙、紙箱等の雑がみは、雑誌の間に挟む、若しくは紙袋に入れるか雑がみだけをひもで十文字に束ねて搬出する。

i ダンボール

- ・平らにたたんでからひもで十文字に束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

j 紙パック

- ・中を洗って切り開き、よく乾かしてからひもで十文字に束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

k 布類

- ・洗濯をして、透明又は半透明の袋に入れて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

l プラスチック製容器包装類 (ペットボトルを含む)

- ・中身を残さないで汚れを取ってから市の指定袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
- ・ペットボトルは、キャップとラベルを外し、中を軽くすすいで軽くつぶしてからプラスチック製容器包装と一緒に袋に入れて排出する。

m 剪定枝

- ・長さ 50 cm以下に切り、直径 30 cm以下にひもで束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

(イ) 拠点回収

排出者は、紙パック、ペットボトル及び小型家電(市が指定する対象品目に限る)を公民館等の公共施設の回収拠点に直接持参する。

エ 高齢者等世帯ごみ出し支援

令和2年6月から実施している、自らごみ集積所にごみを出すことが困難である高齢者や障がい者等のごみ出しを支援する高齢者等世帯ごみ出し支援を継続します。

オ 排出禁止物

次に掲げるものは、市の指定するごみ集積所及び指示する場所に排出できない。

- (ア) 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収される一般廃棄物（別表３に記載）
 (イ) 市川市クリーンセンターにおいて処理が困難な一般廃棄物（別表３に記載）
 (ウ) 引越し等により一時的に多量に発生する一般廃棄物
 (エ) その他家庭廃棄物の収集運搬・処理に著しい支障が生ずるもの

カ 排出禁止物の処理に係る市長の指示

	品 目	市長の指示
(ア)	特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）施行令第１条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）	排出者は、家電リサイクル法に基づき、小売業者に引取りを依頼するか、排出者が自ら、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表１）に依頼してメーカーが指定した引取場所へ搬入する。
	パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）（デスクトップ型パソコン本体、ノートブック型パソコン、ＣＲＴ式ディスプレイ、液晶式ディスプレイ、ディスプレイ（ＣＲＴ又は液晶）一体型パソコン）	排出者は、パソコンメーカー又は自ら輸入したものを販売する事業者へ回収を依頼する。なお、自作パソコン等で回収するメーカー等がない場合は「一般社団法人パソコン３Ｒ推進協会」に回収を依頼する。 ただし、小型家電回収ボックスに投入可能なノートブック型パソコンについては、同ボックスへの投入による排出も可能なものとする。
	自動二輪車（原動機付自転車を含む。）	排出者は、国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定引取窓口」に持ち込み、引取りを依頼する。
(イ)	プロパンガスボンベ（カセット式ボンベを除く。）	排出者は、一般社団法人千葉県ＬＰガス協会市川支部又はプロパンガス取扱店に相談するか、購入した販売店に引取りを依頼する。
	消火器	排出者は、消火器メーカーの自主的取組みである廃消火器リサイクルシステムに基づき、販売店（特定窓口）等に引取りを依頼する。
	ガソリン、灯油、オイル	排出者は、ガソリンスタンド等に処理を相談するか、購入した販売店に引取りを依頼する。
	自動車・自動二輪車解体部品（ドア、バッテリー、タイヤ、ホイール、シート、フレーム等）	排出者は、ガソリンスタンド、カーショップ、タイヤ専門店、解体業者等に処理を相談するか、購入した販売店に引取りを依頼する。
	ピアノ、耐火金庫（手提げ金庫を除く）、農薬などの薬品	排出者は、購入した店又はメーカー等に引取りを依頼する。
(ウ)	引越し等により一時的に多量に発生する廃棄物	その処分を市川市クリーンセンターに依頼する場合は、排出者自ら同センターへ搬入するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表１）に同センターまでの運搬を依頼する。ただし、いずれの場合も同センター受入基準（別表３）に従う。

(エ)	その他の排出禁止物	排出者が自ら処理するか、専門業者に相談するか、又は購入した店に引取りを依頼するか等の方法により適正に処理する。
-----	-----------	---

キ 在宅医療廃棄物

医師の指導に基づく在宅での医療行為の実施に伴って生じた廃棄物（在宅医療廃棄物）については、針刺し・感染事故の防止及び排出者のプライバシー確保の観点から、次の方法により排出する。

在宅医療廃棄物の種類		排出方法等
(ア)	注射器及び注射針等の鋭利なもの	提供を受けた医療機関又は薬局へ返却する。
	感染性の危険が高いと判断されるもの	
	使い残して不用となった医薬品類	
(イ)	針の付いていないチューブ類、カテーテル類	汚物はトイレに流した上で、液漏れしないよう措置を行い、一旦ポリ袋か紙袋に入れてから燃やすごみ用の指定袋に入れてごみ集積所へ搬出する。 (燃やすごみとして排出)
	腹膜透析（CAPD）バッグ、点滴バッグ、プラスチック製ボトル類	
	ストーマ袋、導尿バッグ	
(ウ)	薬の容器（ガラス製、金属製）、点滴ボトル（ガラス製）	中身を残さないで、燃やさないごみ用の指定袋に入れてごみ集積所へ搬出する。 (燃やさないごみとして排出)

(3) 事業系一般廃棄物

ア 処理方法

事業系一般廃棄物^{※1}（事業活動に伴って生じた一般廃棄物）は、市では収集運搬を行わない。事業者は自らの責任において下記の方法で適正に処理しなければならない。

(ア) 事業者が自ら処理する。

(イ) 市川市クリーンセンターでの処分: 事業者が自ら市川市クリーンセンターに搬入するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）に同センターまでの運搬を委託する。

(ウ) 一般廃棄物処分業者への処分の委託: 事業者が自ら委託先まで運搬するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）に委託して運搬する。

※1 従業員等の個人消費に伴って排出されるビン、カン、ペットボトル、弁当ガラ等のプラスチック製包装容器については、事業活動に伴って生じた一般廃棄物として扱わない。また、家庭廃棄物ではないため、ごみ集積所に排出することはできない。処分方法は、事業系一般廃棄物の処分方法を準用すること。

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第24条ただし書の要件^{※2}を満たす事業者については、家庭廃棄物の収集運搬及び排出方法を準用することができる。

※2 条例第24条ただし書の要件（条例施行規則第5条の2）

次のいずれの要件にも該当すること。

(1) 延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されている事務所、店舗等（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）において事業を営んでいること。

- (2) 前号に規定する事務所、店舗等から排出される一般廃棄物の1日当たりの量が、おおむね5キログラム以下であること。

イ 資源物の取扱い

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物その他の資源物（紙類、布類、ビン、カン、ペットボトル^{※3}、食品循環資源、剪定枝等）については、それぞれの品目ごとに分別したうえで、事業者自ら運搬するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）等に収集運搬を委託することにより、資源化処理を行う一般廃棄物処分業者等の施設へ搬入し、資源化に努めること。

なお、市川市クリーンセンターへ搬入する場合は、資源化が可能なものについては、資源物専用置場への別降ろしを行い、資源化に努めること。

※3 ビン、カン、ペットボトルについては、従業員等の個人消費に伴って排出されるものに限る。

ウ 市川市クリーンセンター受入基準の遵守

事業系一般廃棄物を市川市クリーンセンターへ搬入する場合は、市川市クリーンセンター受入基準（別表3）を遵守すること。また、クリーンセンターへ搬入したごみに対して展開検査を実施し、搬入不適物の混入を防止する。

エ 適正排出の確保

事業系一般廃棄物の一部については、ルールに違反してごみ集積所に排出している実態があることから、事業系一般廃棄物の適正処理方法に関して、排出事業者への広報・啓発などを行い、適正排出を確保する。

(4) 小動物死体

ア 収集運搬及び排出方法

小動物死体は、電話申込みによって市に収集運搬を依頼するか、又は排出者が自ら市川市クリーンセンターへ搬入する。

(5) 収集運搬業の許可方針

ごみの排出量の見込み等を勘案すると既存の許可業者等により適正な収集運搬が確保できるため、原則として新規の収集運搬業の許可はしない。ただし、ごみの減量、資源化を目的として収集運搬業を行う場合又は市川市クリーンセンターでの処理が困難な廃棄物を収集運搬する場合は、必要に応じ、ごみの種類を限定して許可をする。

4 適正処分プラン

(1) 中間処理方法・処理量の見込み等

廃棄物の種類		搬入 施設	処理 区分	処理 主体	処理量（t）		処理方法等
燃やすごみ		市川市クリーンセンター	焼却 処理 ・ 熱回収	市 （直営）	106,010	市川市分 114,660 松戸市分 10,500 合計 125,160	焼却処理・熱回収する。
松戸市分 ※ 可燃ごみ					10,500		※別途、処理前に選別し、 資源化するもの 燃やすごみから選別 紙類 10 t
破碎処理後 可燃物					1,770		
ビン・カン 中間処理後 残渣（可燃系）					100		
プラ製容器 包装類中間処 理後残渣（可燃 系）					1,680		
衛生処理場 脱水汚泥					2,300		
大型 ごみ	可燃系				2,800		
	不燃系						
燃やさないごみ					740	5,250	破碎処理し、4種類（鉄・アルミ・可燃物・埋立物）に選別後、鉄・アルミは資源化し、可燃物は焼却処理・熱回収する。
					4,200		※別途、処理前に選別し、 資源化するもの 大型ごみから選別 破碎前金属 450 t 破碎不適物（廃タイヤ等） 10 t 家電4品目 10 t マットレス 60 t
ビン・カン中間 処理後残渣 （不燃系）					300		燃やさないごみから選別 小型家電 0 t 電気コード類 10 t ビン類 30 t
プラ製容器包装 類中間処理後 残渣（不燃系）		破碎 処理 （4種 選別）	市 （直営）	10			

有害ごみ		資源化	市 (委託)	60	クリーンセンターで一時保管後、専門業者で処理し、水銀等を回収する。
ビン	(株)市川環境エンジニアリング 原木事業所	資源化	市 (委託)	2,480	手選別により生きビンと色別（無色・茶・黒・緑）に選別し、生きビン以外はカレット化して資源化する。異物等の残渣は、クリーンセンターへ搬入して処理する。
カン		資源化	市 (委託)	1,320	磁力選別等によりスチール缶とアルミ缶に選別し、圧縮加工して資源化する。異物等の残渣は、クリーンセンターへ搬入して処理する。
プラスチック製 容器包装類 (ペットボトルを含む)	市川リサイクル事業所 日鉄物流君津(株)	資源化	市 (委託)	6,630	ペットボトルとその他プラスチック製容器包装に選別後、減容・梱包を行い、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき再商品化事業者へ引き渡す。 異物等の残渣はクリーンセンターへ搬入して処理する。
剪定枝	(株)グリーンアース 千葉キャピタル バイオマスセンター (千葉県千葉市)	資源化	市 (委託)	130	民間処理施設で一定量になるまで分別・積替したうえで資源化施設へ搬出しチップ化等により資源化する。
破碎残渣	エコシステム 秋田(株) (秋田県大館市)	焼却 処理	市 (委託)	420	クリーンセンターから排出された破碎残渣の一部を焼却処理する。

※ 松戸市で発生する家庭系一般廃棄物（可燃ごみ）の一部を焼却処理する。

※ 紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）及び布類は、有価物として再資源化事業者へ直接引き渡す。

※ 処理量は処理施設への搬入量ベースの値。

※ 従業員等の個人消費に伴って排出されたビン、カン、ペットボトル及び食品循環資源等は、市長が許可した一般廃棄物処分業者等により資源化処理する。

※ 破碎不適物（廃タイヤ等）及び家電４品目（家電リサイクル法対象機器）は不法投棄された廃棄物を回収したもの。

※ 小動物死体は市川市クリーンセンター内の動物専用焼却施設にて火葬する。

(2) 最終処分方法・処理量の見込み等

廃棄物の種類	処理区分	処理主体	搬出先	処理量 (t)		処理方法等
焼却残渣※ ¹	最終処分	市 (委託)	千葉産業クリーン(株) (千葉県銚子市)	80	※ ⁴ 10,300	最終処分場で埋立処分する。
			大平興産(株) (千葉県富津市)	6,020		
			グリーンフィル小坂(株) (秋田県小坂町)	2,700		
			ジークライト(株) (山形県米沢市)	1,500		
	資源化	市 (委託)	ツネイシカムテックス(株) (埼玉県寄居町)	2,000	※ ⁵ 4,700	焼却処理し、路盤材などに再生利用する。
			中央電気工業(株) (茨城県鹿嶋市)	1,000		溶融固化し、路盤材などに再生利用する。
			メルテックいわき(株) (福島県いわき市)	400※ ⁶		溶融固化し、路盤材などに再生利用します。
			住友大阪セメント(株) (高知県須崎市) (栃木県佐野市)	1,300		セメント原料化し、セメントに再生利用する。
破碎残渣※ ¹	最終処分	市 (委託)	大平興産(株) (千葉県富津市)	1,360	1,700	最終処分場で埋立処分する。
			グリーンフィル小坂(株) (秋田県小坂町)	340※ ²		
※ ¹ ※ ³ 反応生成物	資源化	市 (委託)	(有)築館クリーンセンター (宮城県栗原市)	2,260	2,500	造粒固化し、路盤材などに再生利用する。
			三重中央開発(株) (三重県伊賀市)	240		焼成処理し、路盤材などに再生利用する。

※¹ 焼却残渣等の廃棄物はいずれも市川市クリーンセンターから排出するもの。

※² 民間処理施設で焼却処理を経た破碎残渣。

※³ ごみ焼却によって発生する排出ガス中の塩化水素等を吸着除去した廃生石灰。

※⁴ 焼却残渣の最終処分量10,300tのうち、市川市相当分 9,476 t 松戸市相当分 824t

※⁵ 焼却残渣の資源化量4,700tのうち、市川市相当分 4,324 t 松戸市相当分 376t

※⁶ 400tのうち、200tはメルテック(株)横須賀事業所にて洗浄処理をした後、メルテックいわき(株)にて溶融固化する。

(3) 処分業の許可方針

現行の処理体制での処理を基本とするため、原則として新規の処分業の許可はしない。ただし、ごみの減量、資源化を目的とする場合又は市川市クリーンセンターでの処理が困難な廃棄物を処理する場合は、必要に応じ、ごみの種類を限定して許可する。

5 循環的利用プラン

(1) 循環的利用促進のための資源回収品目等 ※1

区 分		資源回収品目等		引渡先等	資源回収量 又は引渡量(t)	
直接資源化		新聞		資源回収業者（売却）	780	10,870
		雑誌			3,700	
		ダンボール			5,640	
		紙パック			90	
		布類			660	
施設処理等に伴う資源回収	ビン・カン 中間処理施設	ビン	生きビン	資源回収業者（売却等）	110	2,280
			無色のビン		1,000	
			茶色のビン		560	
			その他の色のビン	容器包装リサイクル法 再商品化事業者	610	
		カン	アルミ缶	資源回収業者（売却）	750	1,040
	スチール缶		290			
	プラスチック 製容器包装類 中間処理施設	ペットボトル		容器包装リサイクル法 再商品化事業者	1,100	
		その他プラスチック製容器包装			3,840	
	剪定枝 分別・積替施設	剪定枝		再資源化事業者（委託）	130	
	市川市 クリーン センター等	鉄、アルミ		資源回収業者（売却）	1,700	
		破砕前金属		資源回収業者（売却）	450	
		小型家電		市川市清掃業協同組合	10	
		電気コード類		資源回収業者（売却）	10	
		紙類		資源回収業者（売却）	10	
		ビン類		再資源化事業者（委託）	30	
		破砕不適物（廃タイヤ等）		再資源化事業者（委託）	10	
		マットレス		再資源化事業者（委託）	60	
		乾電池、蛍光灯等		再資源化事業者（委託）	60	
		家電4品目		メーカー指定引取場所	10	
集団資源回収		ビン		資源回収業者	830	3,970
		カン			340	
		新聞			960	
		雑誌			850	
		ダンボール			900	
		紙パック			5	
		布類			90	

※1 この他に焼却残渣の一部及び反応生成物（廃生石灰）を民間処理施設において路盤材等に再生利用する。

(2) 集団資源回収事業

自治会、子ども会、PTA等、市民による自主的な資源回収活動を促進するため、資源回収業者に関する情報提供、回収容器の貸し出し、奨励金の交付等の支援を行う。

(3) 余熱利用施設整備・運営事業

市川市クリーンセンターにおける熱回収によって得た電力及び余熱を有効利用する温水プール、温浴施設などの健康増進施設を指定管理者により運営している。

この施設は平成15年11月より「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）に基づき、施設の設計から建設・運営までを民間事業者が行うBOT方式で実施しており、令和4年8月末にその事業期間が終了し、施設等は本市へ譲渡された。

PFI事業契約終了後は、指定管理者制度により民間事業者が有するノウハウを活用し、市民ニーズに沿ったサービス提供を継続していく。

【施設概要】

施設名称	クリーンスパ市川
所在地	市川市上妙典1554番地
敷地面積	6,461㎡
施設規模	4,611.96㎡（鉄骨造2階建て）
事業者	市川ウエルネスサポーターズ 代表者 セントラルスポーツ株式会社
施設内容	○プールゾーン 25mプール8コース、多機能プール、子供プール ○風呂ゾーン 各種浴槽、露天風呂、サウナ、温泉設備 ○休憩ゾーン 大広間、集会室、飲食施設 ○その他 スタジオ、トレーニングルーム、コミュニティスペース等
供用開始	平成19年9月

6 市民参加・情報共有プラン

主な事業名	事業概要
市川市廃棄物減量等推進審議会の開催	一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する施策などを審議する市川市廃棄物減量等推進審議会を開催し、各方面からの幅広い視点による意見を求める。 (審議会の委員構成：市議会議員、学識経験者、市民の代表者、生産・販売関係者、廃棄物処理業者など 15 名)
じゅんかんパートナー制度の活用	3 R の取組みの普及やごみ集積所の清潔保持等を推進するため、地域リーダーの役割を担う市川市廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）の活動を通じて、地域コミュニティ単位での循環型社会の形成を促進する。
清掃行政協力者表彰の実施	資源回収活動及び地域清掃等の実施により、ごみの減量・資源化や地域の環境美化に継続して貢献した自治（町）会、こども会、PTA、事業者等の団体及び個人に対し、清掃行政への協力者として表彰する。
小学生への副教材の配布	学校での授業を通してごみの減量とリサイクルの推進や地球環境保全を伝えるため、小学 4 年生向けにごみに関する啓発動画を配布する。
広報いちかわによる情報発信	市民の 3 R 意識の向上や市民によるごみ減量・資源化の取組みを促進するため、本市の清掃行政の取組みや分別の実施状況の検証等についての特集記事やごみ減量・資源化に役立つ情報を「広報いちかわ」に掲載する。
市公式 web ページによる情報発信	ごみとリサイクルに関する施策や情報等を市公式 web ページで分かりやすく提供するとともに、内容の充実を図る。
じゅんかんニュースの発行	「資源循環型都市いちかわ」を目指した取組みの内容やごみ・3 R 関連のホットニュースをまとめた「じゅんかんニュース」を年数回発行し、自治（町）会経由で回覧する。
スマートフォンアプリの配信	資源物とごみの分別方法やごみの収集日に関する情報を市民に分かりやすく提供し、ごみの排出に関する市民の利便性を向上することを目的に、スマートフォンアプリで情報発信する。
市川市じゅんかん白書の作成・公開	令和 4 年度における一般廃棄物処理、資源化の実績等をまとめ、いちかわじゅんかんプラン 21 の進捗状況やごみ処理の現状を広く公表する。 なお、令和 5 年度以降は「市川市環境白書」との統合を検討している。
資源物とごみの分別ガイドブック等の配布	家庭から出る資源物とごみの分け方・出し方等をまとめた「資源物とごみの分別ガイドブック」や「市川市ごみ収集日カレンダー」を市外からの転入世帯を中心に配布するとともに、公共施設に配架する。
施設見学会の開催	ごみ処理の実態を身近に体験することを通じて、ごみの減量や分別の必要性についての市民の理解を促進していくため、市川市クリーンセンターやリサイクル施設の見学会を感染症等を考慮して開催する。
説明会等の開催	「資源循環型都市いちかわ」を目指した取組みの普及を図るため、自治（町）会や各種団体に出向き、ごみの出し方やごみ処理の現状等について説明を行うほか、児童や園児を対象とした教室も行う。

7 処理施設に関する事項

(1) 処理施設の概要

ア 各処理施設

(ア) 燃やすごみ・燃やさないごみ・大型ごみの中間処理施設

施設名		市川市クリーンセンター
所在地		市川市田尻 1003 番地
稼働開始年月		平成 6 年 4 月
焼却処理 施設	処理形式	全連続燃焼式ストーカ炉
	処理能力	600 t / 24 h (200 t / 24h × 3 炉)
破碎処理 施設	処理形式	衝撃せん断併用回転式(横型)
	処理能力	75 t / 5 h
	選別種類	4 種選別【鉄(資源化)・アルミ(資源化)、可燃物(焼却処理)、鉄・アルミを除く不燃物(最終処分)】

(イ) ビン・カンの中間処理施設

施設名		(株)市川環境エンジニアリング 原木事業所
所在地		市川市原木 3004 番地
取扱廃棄物		ビン、カン
内 容		中間処理(選別・圧縮)
処理能力		138.7 t / 日 (ビンの選別 109.8 t / 日) (カンの選別・圧縮 28.9 t / 日)

(ウ) プラスチック製容器包装類の中間処理施設

施設名		日鉄物流君津(株) 市川リサイクル事業所
所在地		市川市上妙典 1618 番地 1
取扱廃棄物		ペットボトル及びプラスチック類
内 容		中間処理(選別・減容・梱包)
処理能力		39.2 t / 日 (4.9 t / h × 8 h)

(エ) 焼却灰の中間処理施設

施設名		泉工業(株)市川リサイクルセンター
所在地		市川市二俣新町 22 番 1
取扱廃棄物		燃え殻、ばいじん
内 容		中間処理(選別・破碎)
処理能力		640 t / 日 (40 t / h × 16 h)

イ 市内の民間処理施設

(市及び他市区町村で処理・資源化ができない一般廃棄物の受入施設)

(7) 固形燃料（RPF）への資源化施設

施設名	(株)市川環境エンジニアリング 行徳工場
所在地	加藤新田 212 番地
取扱廃棄物	可燃ごみ・資源ごみ
内容	中間処理（破碎・選別・造粒）
処理能力	120 t／日（圧縮固形）

(イ) 廃家電リサイクル施設

施設名	(株)ハイパーサイクルシステムズ 本社工場
所在地	東浜 1 丁目 2 番地 4
取扱廃棄物	廃家電製品
内容	中間処理（破碎）
処理能力	760 t／日

(ウ) 食品残渣リサイクル施設

施設名	(株)農業技術マーケティング 行徳飼料工場
所在地	本行徳 2554 番 63
取扱廃棄物	食品残渣
内容	中間処理（破碎・乾燥・発酵）
処理能力	85 t／日

(エ) 産褥汚物等処理施設

施設名	(有)市川胞衣社
所在地	本行徳 1338 番地
取扱廃棄物	胞衣、産褥汚物、生理用汚物、動物の死体
内容	中間処理（焼却）
処理能力	0.8 t／日

(オ) 木くず等チップ化施設

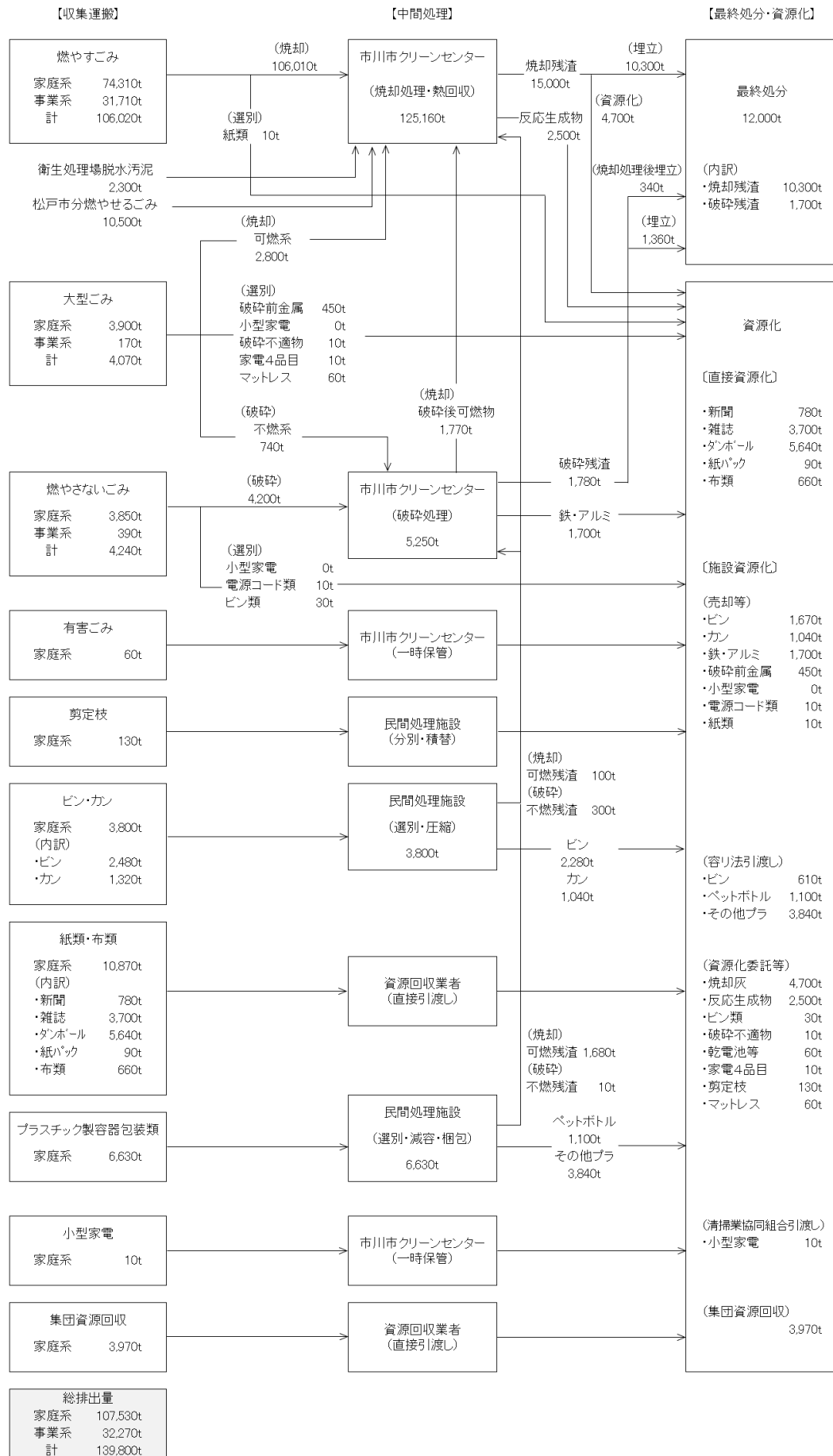
施設名	木材開発(株)
所在地	本行徳 2554 番 13
取扱廃棄物	木くず
内容	中間処理（破碎）
処理能力	360 t／日

(2) 次期クリーンセンター整備事業

市川市クリーンセンターの老朽化に伴い、現クリーンセンターの隣地に新たな施設を整備する計画を策定し、環境影響評価などの手続きや各調査は終了している。建設事業費の高騰により平成 30 年 11 月に事業の延期を決定したが、令和 4 年度より次期クリーンセンターの整備事業を再開した。

現在、令和 12 年度の稼働開始を目指し、事業者選定業務を実施している。

8 ごみ処理フロー



Ⅲ 生活排水処理実施計画

1 収集運搬計画

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

区 分		収集運搬主体	収集頻度	収集量（kℓ）	
し尿	一般家庭等	市（委託）	定期又は 申込みの都度	1,900	2,700
	仮設トイレ等	許可業者	申込みの都度	800	
浄化槽汚泥		許可業者	浄化槽清掃 実施の都度	62,000	
合 計				64,700	

(2) 収集運搬方法等

ア 公共下水道処理対象区域内では、し尿及び生活雑排水を公共下水道に排出する。

イ 一般家庭、店舗、事務所等の汲み取り便所から排出されるし尿は、市が委託した業者のバキューム車により定期的 (月 1 回又は 2 回) に収集し、市川市衛生処理場へ搬入する。なお、定期収集を超えて汲み取りを必要とする場合は、申込み制により市が委託した業者により収集する。

ウ 仮設トイレ等の設置者は、仮設トイレ等のし尿を市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者 (別表 2) に収集運搬を依頼し、市川市衛生処理場へ搬入すること。

エ 浄化槽を管理している者 (浄化槽管理者) は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければならない。保守点検については千葉県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して実施し、清掃については市長が許可した浄化槽清掃業者に委託して年 1 回以上 (全ばっ気方式の浄化槽については 6 ヶ月に 1 回以上) 実施します。

オ 浄化槽管理者は、浄化槽汚泥を市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者 (別表 2) に収集を依頼し、市川市衛生処理場へ搬入すること。

カ 搬入禁止物

ディスポーザー (生ごみ粉碎機) 汚泥のうち、浄化槽汚泥等の処理に著しい支障が生じるものは、市川市衛生処理場に搬入することができない。

(3) 収集運搬業の許可方針

し尿及び浄化槽汚泥の、排出量の見込み等を勘案すると既存の許可業者で適正な収集運搬が確保できるため、原則として新規の収集運搬業の許可はしない。

2 中間処理・最終処分計画

(1) 中間処理方法・処理量の見込み等

廃棄物の種類	処理主体	処理量 (kℓ)	処理方法等
し尿 ・ 浄化槽汚泥	市(委託)	64,700	市川市衛生処理場において処理します。 なお、処理水は公共用水域(通称二俣川)へ放流します。

(2) 中間処理後の脱水汚泥の搬出先・運搬量の見込み等

廃棄物の種類	運搬主体	搬出先	運搬量 (t)
脱水汚泥 ※1	市(委託)	市川市クリーンセンター	2,300

※1 (1)の処理後の脱水汚泥

(3) 脱水汚泥の中間処理方法及び最終処分方法・処分量の見込み等

脱水汚泥は、市川市クリーンセンターで燃やすごみ等と混合して焼却処理・熱回収する。

なお、最終処分方法・処理量の見込み等については、Ⅱ ごみ処理実施計画 4 適正処分プラン(2)最終処分方法・処理量の見込み等を含む。

(4) 処分量の許可方針

し尿及び浄化槽汚泥については、既存の処理体制での処理を基本とするため、原則として処分量の許可はしない。

3 処理施設に関する事項

(1) 処理施設の概要

施設名	市川市衛生処理場
所在地	市川市二俣新町15番地
稼動開始年月	平成12年4月
処理方式	主処理：膜分離高負荷脱窒素処理 高度処理：凝集膜分離＋活性炭吸着 汚泥処理：汚泥脱水機(遠心分離式＋横型加圧スクリープレス式)
処理能力	242kℓ/日

(2) 処理施設の運営について

衛生処理場は、老朽化等により、今後、設備機器の更新等の維持管理コストの増加が見込まれ、市の財政負担も大きくなっていることから、運転管理、保守維持管理、用役管理など施設全般を民間事業者が包括的に運営する長期責任包括運営委託を行う。

(委託期間：平成30年4月1日から令和8年3月31日までの8年間)

4 普及啓発等

(1) 下水道接続の促進

公共下水道の供用が開始された区域における下水道への接続工事を促進するため、水洗便所改造資金の貸付と私道下水道管渠敷設工事費の助成を行う。

(2) 高度処理型合併処理浄化槽の設置費補助

公共下水道の整備が当分の間（7年以上）見込まれない地域において、公共用水域の水質浄化に効果のある高度処理型合併処理浄化槽を普及するため、窒素やリンを除去する高度処理浄化槽（5～10人槽）の転換設置費（単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの入替えて建築確認が伴わない転換設置）の一部を補助する。（令和5年度設置見込数：6基）

(3) 普及啓発

浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）及び高度処理型合併処理浄化槽の設置費補助事業等について、市川市公式Webサイトやパンフレット等による啓発を行う。

別表１ 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（ごみ）

【ごみ】

No.	業 者 名	所 在 地	引越しごみ	事業系ごみ
1	(有)市川企業	南大野 1－9－2 6	—	○
2	(株)石井興業所	曾谷 3－7－2	—	○
3	(株)光伸清運	曾谷 6－3 0－2	○	○
4	大市産業(株)	大野町 3－1 6 9 6	○	○
5	(株)市川環境エンジニアリング	田尻 2－1 1－2 5	○	○
6	(有)京昇産業	柏井町 1－1 2 6 3－7	○	○
7	(有)田島清掃	妙典 1－9－1 2	○	○
8	(株)国分運輸	大野町 1－5 6－3	○	○
9	(有)三穂興業	大野町 2－5 9 5－4	○	○
10	(株)マツカゼ	曾谷 1－3 1－2 4	○	○
11	(有)三橋サービス	大野町 4－2 8 4 6	○	○
12	(有)藤城清掃サービス	国分 2－7－2	○	○
13	(有)伸興環境	須和田 1－2 3－1 0	○	○
14	千葉建設(株)	押切 2 0－3	○	○
15	(株)大進功業	八幡 6－7－1 4	○	○
16	第一優美(有)	大和田 5－1 5－1 7	○	○
17	(有)及川建材興業	大野町 2－9 5 9	○	○
18	千葉ロードサービス(株)	南八幡 3－7－3	○	○
19	(株)曾谷造園土木	曾谷 3－9－5	○	○
20	立建建設(株)	大野町 2－1 8 4 9	○	○
21	日本サービス(株)	塩焼 3－2－1 0－1 0 2	○	○
22	(株)建総	原木 3－1 8－9	○	○
23	(株)JR 東日本環境アクセス	東京都台東区東上野 3－4－1 2	事業所限定	
24	(有)鈴木商店	鎌ヶ谷市初富 1 6 0－5 1	事業所限定	
25	京葉ロードメンテナンス(株)	東京都中央区新富 1－5－5	高速道路施設限定	
26	(有)市川胞衣社	若宮 3－3 0－1 3	胞衣等限定	
27	(株)丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 3－5－3 8	食品残渣限定	
28	千葉産業クリーン(株)	銚子市小浜町 2 9 5 0	事業所限定	
29	鐵光商事(株)	八幡 3－2 3－1 4	木くず等・食品残渣限定	
30	千葉テクノサービス(株)	千葉市若葉区高根町 1 0 6 2－1	寝藁限定	
31	(株)清五郎運送	浦安市猫実 3－1 6－9	浦安市分廃家電搬入限定	
32	(株)グリーンアース	堀之内 3－2 1－1	木くず等限定	
33	(株)リテック	神奈川県横浜市都筑区池辺町 1 5 8 8	木くず等限定	
34	(公財) 市川市清掃公社	二俣新町 1 3－1	市事業限定	

別表２ 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（し尿・浄化槽汚泥）

【し尿】

No.	業 者 名	所 在 地	備 考
1	(公財)市川市清掃公社	二俣新町 1 3 - 1	

【浄化槽汚泥】

No.	業 者 名	所 在 地	備 考
1	(公財)市川市清掃公社	二俣新町 1 3 - 1	
2	(株)矢切衛生社	松戸市下矢切 7 0 6	
3	(株)市川環境エンジニアリング	田尻 2 - 1 1 - 2 5	
4	(株)ヒット	東京都墨田区両国 4 - 1 9 - 2	
5	(株)エイケン	船橋市米ヶ崎町 7 2 9	
6	京葉管理事業(株)	柏市大津が丘 1 - 4 6 - 8	
7	(株)建総	原木 3 - 1 8 - 9	
8	(株)市川衛生管理センター	曾谷 6 - 3 0 - 2	

別表３ 市川市クリーンセンター受入基準

１ 市川市クリーンセンターにおいて受入する一般廃棄物は次のとおりとする。

区 分	条 件
燃やすごみ (生ごみ、紙くず、木くず、繊維くず、プラスチック類など)	(1) 搬入しようとする廃棄物が市内で発生したものであること。
燃やさないごみ (金属類、ガラス類、陶磁器類)	(2) 搬入しようとする廃棄物が左欄の区分に応じて分別されていること。
大型ごみ (寝具、家具、自転車、じゅうたんなど)	(3) 搬入しようとする廃棄物が爆発、火災等の危険のないようにされていること。
有害ごみ (乾電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計など)	(4) 搬入しようとする廃棄物が処理施設に支障が生じない形状にされていること。
	(5) 資源物の選別に努め、ごみ搬入量を減らすこと。
	(6) 産業廃棄物を混入しないこと。

２ 市川市クリーンセンターにおいて受入しない一般廃棄物は次のとおりとする。

(１) 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収される一般廃棄物

	品 目
１	家電リサイクル法施行令第１条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）
２	使用済パソコン（デスクトップ型パソコン本体、ノートブック型パソコン、CRT式ディスプレイ、液晶式ディスプレイ、ディスプレイ（CRT又は液晶）一体型パソコン） ※プリンター等の周辺機器、ワープロ専用機、PDA、ワークステーション、サーバー等は対象外
３	廃自動二輪車（原動機付自転車を含む）

(２) 市川市クリーンセンターにおいて処理が困難な一般廃棄物

	廃棄物の種類
１	爆発の危険性のあるもの（プロパンガスボンベ（カセット式ボンベを除く）、消火器、花火、火薬類等）
２	引火の危険性のあるもの（ガソリン、灯油、オイル等）
３	感染の危険性のあるもの（注射針等）
４	有害性物質を含むもの（薬品、農薬、殺虫剤、ニカド電池等）
５	著しく悪臭を発するもの（糞尿、汚物等）
６	液状のもの（廃油、ペンキ等）
７	粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのあるもの
８	自動車・自動二輪車解体部品（ドア、バッテリー、タイヤ、ホイール、シート、フレーム等）
９	ピアノ、耐火金庫（手提げ金庫を除く）
１０	その他処理が著しく困難なものと認められるもの及び処理施設の機能に支障が生ずるものと認められるもの